

## 1. 研究の概要

これまで知的障害児・者の人権と司法に関し、条約の締結等があったが、我が国でも、知的障害児・者が「被害者」となる事案は後を絶たない。反対に、知的障害児・者が「加害者」となる事案については、「社会から逸れる」ことへの関心が高まってきた。そこで、「売春防止法」を根拠法とする「婦人保護関連事業」の「知的障害関連事業」との通底に注目し、1945年～1985年の知能検査結果と「要保護」論を研究した。本論題は矯正教育に係るほか、特殊教育の実践や学校教育の課題とも近い。

必要に応じて当用漢字を用いたが、当時における法律等の表記や業界等の用語例については、史実の再現性を確保する本研究の性質上、原資料と同じ表現に留めざるを得なかった。特に、「精神薄弱」・「精薄」・「婦人」・「転落」・「収容」・「障害」・「対象者」・「低能」・「低脳」・「低知能」・「低格性」・「欠陥」等の差別用語や不快用語を歴史的事実等の表現として記載に残した。また、本研究が対象としたのは、概ね1985年以前の動向であることから、各省庁名は原則として省庁再編前の名称で表記した。

## 2. 論文構成

序章は、「問題の所在」と題し、国際的な動向を踏まえつつ、特に我が国の司法における「被害者」あるいは「加害者」のサイドでの障害に係る法制を追った。筆者の問題意識から、本研究の目的を記述し、研究の視点を示して主張の立場を明らかにした。戦後の我が国において「被加害両論的」なる法律の例とも呼べる「売春防止法」について、これを根拠法とした「婦人保護関連事業」が「知的障害関連事業」としても成立し、いわば両者が通底してきた歴史を考えた。特に記録に残されていた知能指数等の数値をメルクマールとし、比較研究の手法で2次分析を行い、こういった通底の推移を調べたとともに、対象者を取り巻く現場の声としての「要保護」論が当時においていかなる動向だったかを調べて、業界内の主義主張と言質の変質、あるいは行政の目指した法制の方向性の転換をも点描することとしたのである。本章では、最後に、これらによって比較的把握した約40年間の経緯と推移を見て、さらに捉え直すことができた我が国の歴史の含意について、総合考察を行いたいとした。

第1章は、「売春防止法を根拠とする婦人保護関連事業の諸相」と題し、歴史的事実に関する見解や関係者が処遇の困難を述べながらこの事業の根拠法について存在意義に戸惑うといった姿を取り上げ、「売春防止法」と「少年法」との類似点をも指摘した。また、「人権擁護としての婦人保護論」として、人権運動の歴史を辿るとともに、他方において保護に滲んだ「差別」や「人権蹂躪」という指摘を取り上げた。さらに『『婦人保護』立法史』の概括を行い、「知的障害関連法制史」を概括的に記述した。

第2章は、「売春防止法の形成期における各種機関の知能検査と『要保護』論」と題し、「要保護女子」という概念が登場するに至った国会論争や地方議会の議論を見た。当時の知能検査の結果をデータとし、2次分析を施しつつ、知的障害関連の法制が成立した動向とも引き合わせながら検証した。

第3章は、「婦人相談所における知能検査の結果と『要保護』論」と題して、「婦人相談所」の運営場面を取り上げ、一時保護の事業をも含めた。知能指数に関する統計情報をデータとし、実務の様子を精査した。併せて知的障害の状況や社会の動向を対象化して考察し、その「要保護」論をまとめた。

第4章は、「婦人保護施設における知能検査の結果と『要保護』論」と題し、「婦人保護施設」の運営について論述した。知能指数に関する統計情報等をデータとして精査し、これらの2次分析を行った。併せて、当時の時代背景を探りながら、法制の動向や社会状況等を振り返って、「要保護」論の通

底を考察することとした。さらに通説的見解が特に重視する通達の意義と位置づけについて考察した。

第5章は、「婦人補導院における知能検査の結果と『要保護』論」と題し、入院者の知能検査の結果と精神判断の内容とに焦点を当てて、統計情報等のデータについて2次分析を行った。例えば、原資料の司法統計から、1970年以降の低調が見て取れた。施設への恒久的収容時代の掛け声が「要保護」論となり、婦人補導院の運営にも、通底となって伴奏的に影響を与えたと見る余地が考えられた。

終章では、これまでのまとめと総合考察が行われた。本研究のテーマである「婦人保護関連事業」における知能検査の結果分析と「要保護」論の通底について、1945年から1985年までのデータと時代背景をもとに総合的に論じられている。本研究の検証結果については、経験則上で実際家達に支持されてきた知能指数の低格性という定説を、実際上の具体的な数値で確かめ、各事業における処遇状況の経年的変化を長期で比較して捉え見渡すことができたことと主張した。歴史の輪郭を点描できたことにより、かような基礎研究の知見に至った。このことから、当時の社会で生き抜いた女性知的障害児・者の人権について見解が述べられた。次に、本研究の過程では、関連事業の歴史的な変質について、別の知見をも提示している。これまでの目立った見解としては、格別に1970年辺りを境と受け止めて、係る婦人保護の関連事業が「障害者関連事業」という形になったことを強調する。本研究でも、この時期を一つのターニングポイントと見るべきデータの結果は得られたが、それだけではなかったことを指摘した。そもそも婦人保護における「障害者対応」といった「要保護」の歴史はもっと古くからあり、それが続いたので、帰趨が1970年頃に決定的になったのだろうとより峻厳に捉えて主張した。さらに本章において考察したのは、「売春防止法」と「婦人保護」に内在する被加害両論の曖昧さについてである。これまでの記述からも明らかなおお、法律と制度の曖昧さが働いて、本領域の歴史に「特殊」な存在感を与えて来たと見た。これは運用そのものを立法趣旨と離れさせ、解釈を変えることさえせしめて機能した。戦後の婦人解放運動の一環で成立した「売春防止法」は、「少年法」とも似た構造になったが、この矯正教育や保護更生を是とさせたのが、特殊な被加害両論を内包した「要保護」論の趨勢であり後に尾を引くことになる。最後に、婦人政策と障害児・者政策の経緯等も側面的に捉え直し、通底した時代背景を踏まえながら、歴史の含意についての総合考察を行い得た。

共生社会の形成は実現されるべきで、インクルーシブ教育の実践や特別支援教育の推進等については当然に重要であるが、ライフキャリア教育や人権教育の推進も提言したい。本研究からは「女性」・「子ども」・「障害者」等の要素が組み合わさっている重層的な人権問題も社会では様々に起こり得るとの認識を新たにできたので、これを教育に活かすべきであろう。複雑に重なり合う問題を避けず、共感的に学び合う姿勢を大切に人権教育の実践を主張する。なお、本研究で扱えなかった知能指数の基準問題や就職先での性的被害の問題は別で重要であり、検証については今後の課題としたい。

### 3. 主たる引用参考文献

一番ヶ瀬康子 (1989) 『女性解放の構図と展開—自分史からの探求—』 ドメス出版

桑原洋子 (1995) 『女性と福祉』 信山社

五味百合子 (1973) 「売春対策と婦人保護の現状と課題」 『ジュリスト現代の福祉問題』 537号

全国婦人保護施設連絡協議会(1987) 『婦人保護施設における「要保護女子」とその処遇に関する基本的な考え方』 全国婦人保護施設連絡協議会

林千代 (編) (2014) 『解題 婦人福祉委員会から婦人保護委員会へ — 全国社会福祉協議会のとり組みに関する資料集 — 』 ドメス出版

以上